

実質収支に関する調書

実質収支に関する調書

(表示単位未満切捨てにより作成しているため、計算値と一致しない場合がある。)

一般会計

(単位 千円)

区 分	金額	
1. 歳入総額	52,005,989	
2. 歳出総額	50,854,396	
3. 歳入歳出差引額	1,151,592	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	2,674
	(2) 繰越明許費繰越額	36,503
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	39,177
5. 実質収支額	1,112,414	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		

国民健康保険特別会計

(単位 千円)

区 分	金額	
1. 歳入総額	23,083,534	
2. 歳出総額	21,543,868	
3. 歳入歳出差引額	1,539,666	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実質収支額	1,539,666	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	1,100,000	

下水道事業特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額	
1. 歳 入 総 額	3,599,893	
2. 歳 出 総 額	3,549,753	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	50,139	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	4,813
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	4,813
5. 実 質 収 支 額	45,325	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

用地取得特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額	
1. 歳 入 総 額	150,343	
2. 歳 出 総 額	28,162	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	122,180	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額	122,180	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

介護保険特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額	
1. 歳 入 総 額	10,012,336	
2. 歳 出 総 額	9,737,131	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	275,205	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	4,634
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	4,634
5. 実 質 収 支 額	270,571	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

次木親野井特定土地区画整理事業特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額	
1. 歳 入 総 額	287,028	
2. 歳 出 総 額	258,593	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	28,435	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	27,765
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	27,765
5. 実 質 収 支 額	669	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

後期高齢者医療特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額
1. 歳 入 総 額	1,475,437
2. 歳 出 総 額	1,471,395
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	4,042
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
	(2) 繰越明許費繰越額
	(3) 事故繰越し繰越額
	計
5. 実 質 収 支 額	4,042
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額	